

不動産鑑定業者 廃業等

【手数料】なし

【提出時期】その日(死亡の場合、その事実を知った日)から30日以内

【提出部数】正本1、副本1

【提出場所】〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(本庁舎5階)

福島県企画調整部復興・総合計画課

【問合せ先】024-521-7123

【提出書類】以下のとおり

	手続内容	届出者	廃業届	備考
1	不動産鑑定業を廃止したとき	不動産鑑定業者であった個人、または不動産鑑定業者であった法人を代表する役員	○	廃業等の理由により、証する書面(登記事項証明書等)の添付が必要になる場合があります。
2	個人業の代表者が死亡したとき	相続人		
3	法人が破産により解散したとき	破産管財人		
4	法人が合併により解散したとき	法人を代表する役員であった者		
5	法人が破産または合併以外の理由により解散したとき	清算人		
6	法第25条第1号から第3号、第6号または第7号に該当するに至ったとき	不動産鑑定業者		